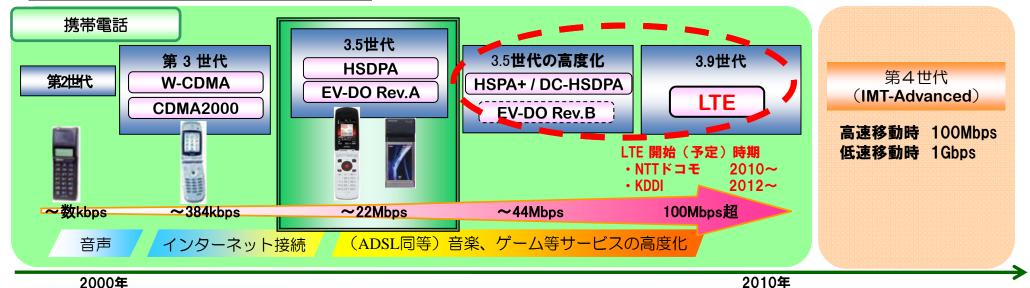
# 4. モバイル市場の競争促進

## モバイルネットワークの高度化

### 通信方式の高度化

方式の高度化とともに高速化、大容量化を実現。2010年12月よりNTTドコモがLTEサービスを開始。



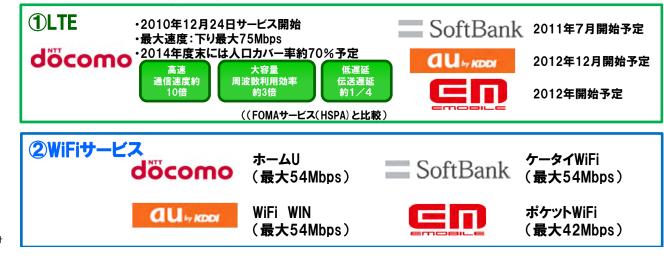
モバイルトラフィックの増加

モバイルトラフィックの需要の増大の対策として、通信事業者は、通信方式の高度化、WiFi等へのトラフィックの分散などに取組。

#### <モバイルトラフィックの推移>



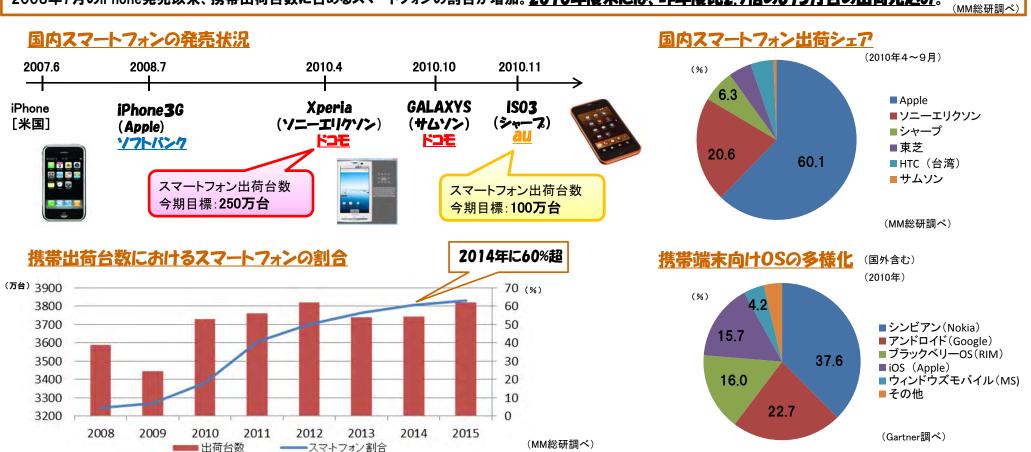
<トラフィック増に向けた各社の取組>



### モバイル端末の多様化

### スマートフォンの拡大

2008年7月のiPhone発売以来、携帯出荷台数に占めるスマートフォンの割合が増加。2010年度末には、昨年度比2.9倍の675万台の出荷見込み。

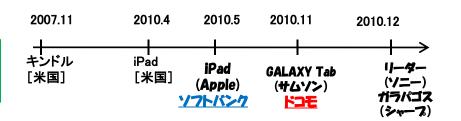


### タブレット端末の拡大

電子書籍の普及等に伴い、タブレット型端末が増加。

2010年には50万台、2011年は142万台の出荷見込み。

(IDCジャパン調べ)







# モバイル通信プラットフォームの変遷



CP/AP

OS

CPU

NW

#### ネットワーク事業者主導による垂直統合モデル

<u>各通信事業者がプラットフォームの機能・仕様を決定し、</u>
相互互換性なし(CPは事業者ごとにコンテンツを開発)

/ 公式コンテンツにつき、通信事業者が審査権限等を保持

✓ 通信事業者は公式コンテンツに対してのみ認証・課金を提供する等、公式サイト利用が中心

#### 端末プラットフォーム(OS)の多様化

ネットワーク横断的なアプリケーションやプラットフォーム開発を効率化するため、携帯端末向けOSの統一化に向けた動きが加速が統一OSでは仕様等が無料で提供されてお

り、コンテンツ事業者は原則自由に参画可

#### サービスプラットフォームの多様化

- ✓ スマートフォンの普及やモバイル上の SNSサービスの利用拡大等を契機と して、プラットフォーム競争が激化
- ✓ 新たに、ソーシャルグラフ等を活用した サービスプラットフォーム(※)が登場
- ※ 人的関係性やオンライン上の利用履歴等の情報の蓄積に基づいて、特定の情報やサービス等を高い信頼性の下で提供







NW

#### OSの多様化 100% symbian Android 80% IOS/Mac OS X 60% RIM Windows Mobile 40% Linux 20% Palm OS ■その他 2007 2008 2009 2010 (Gartner調べ) ☞ 端末やコンテンツとの連携により魅力を高めたプラットフォームが急伸 (参考) ノキア社が独自OS「Symbian」の継続開発を断念 (2011年2月)

### ソーシャル化の進展(Facebook の例)

√Facebookのアクセス数がGoogleのアクセス数を超過 ('10.3)

√ソーシャルゲームZyngaでFacebookポイントの利用が可能('10.5)

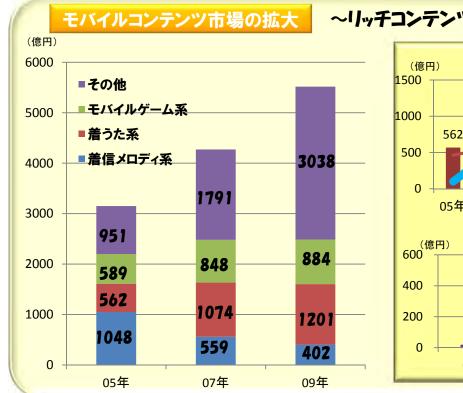
✓MS Bing(米)が検索結果にFacebook のLike! 機能を反映 (10.12)



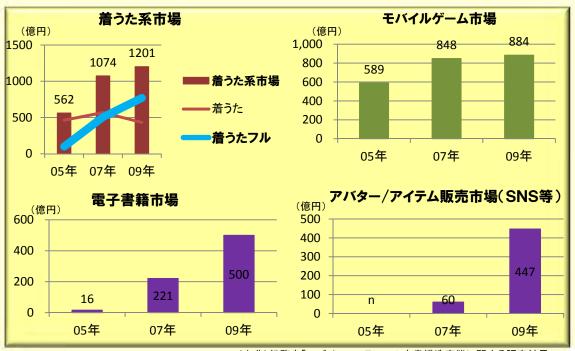
(出典)(mixi IR資料)

■ 利便性が高くネットワーク効果の大きいソーシャルグラフ機能 を提供する主体がサービスプラットフォームの新たな担い手に

## モバイルコンテンツ市場の拡大



# ~リッチコンテンツを中心に拡大を続ける



(出典)総務省「モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」



# 2009年接続ルール答申の概要と実施状況

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(2009年10月情報通信審議会答申)の概要

### 接続料算定の適正性・透明性の向上

- ■「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(「二種指定ガイドライン」)を2009年度内に策定することが適当(2010年度接続料から適用)。
- ■二種会計制度を創設することが適当(2010年度会計から作成・公表予定)。

#### 鉄塔等の共用

- ■「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」 (「電柱・管路等ガイドライン」)を改正し鉄塔等の共用に係る 申込手続・拒否事由等を規定することが適当。
- ■総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが 適当。

#### 通信プラットフォーム市場等への参入促進

- ■まずは事業者間協議による合意形成を尊重する立場を採ることが適当。ただし、課金機能やコンテンツ情報料の回収代 行機能等を「注視すべき機能」に位置付け、事業者間協議の 進捗状況を注視し、必要に応じ適切な対応を行うことが適当。
- ■電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理対象範囲について、通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者まで拡大することが適当。

### 左記答申の実施状況

2010年3月

- ■二種指定ガイドラインの策定
  - ☞二種指定設備との接続に関し、接続料の算定方 法及びアンバンドル等に係る考え方を明確化。

2010年11月

- ■接続会計制度の創設(電気通信事業法の改正)
  - ☞二種指定設備設置事業者に対して、接続会計の 整理・収支の状況の公表を義務付け。

2010年4月

- ■電柱・管路等ガイドラインの改正
  - ☞ガイドラインの対象設備に携帯電話の基地局 を設置する「鉄塔等」を追加。

2010年11月

- ■紛争処理機能の強化(電気通信事業法の改正)
  - ⇒鉄塔等の共用に係る料金や条件を巡る紛争について、総務大臣裁定等及び電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

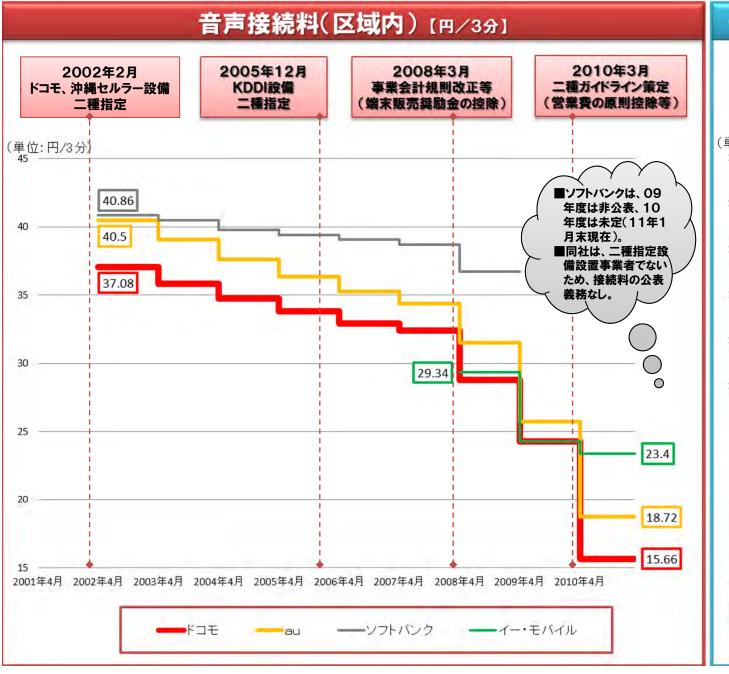
2010年3月

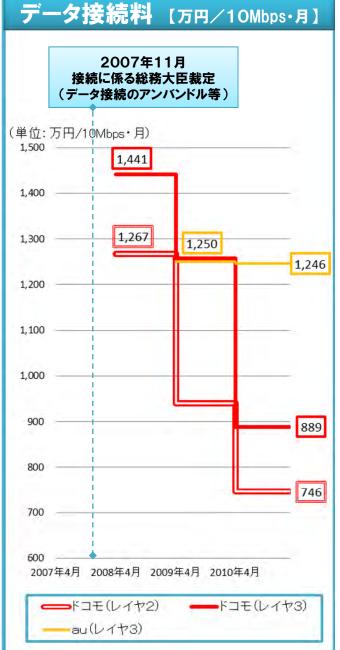
- ■二種指定ガイドラインの策定
  - ☞ 課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機 能等の6つの機能を「注視すべき機能」に位置 付け。

2010年11月

- ■紛争処理機能の強化(電気通信事業法の改正)
  - プロンテンツ配信事業者等と電気通信事業者間の 料金等を巡る紛争について、電気通信紛争処 理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

## 携帯電話接続料の推移





# MVNOの進展

#### MVNO事業化ガイドラインについて

#### ガイドラインの策定 (2002年5月)

- ✓ 技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規(電気通信事業法、電波法等)の適用関係の明確化を図ることを目的に、総務省において策定。
  - ➤ 電気通信事業法の観点からMVNOとMNOの間の契約関係(M NOによる不当な差別的取扱いの禁止等)、MVNOと利用者と の契約関係(提供条件の説明及び苦情等の処理)等を明記。
  - ▶ 電波法の観点からMVNOとMNOの関係(無線局の利用等)等 を明記。
  - ▶ その他、国内及び国際ローミングを行う際の条件等を記載。
  - ▶ 今後の環境変化を踏まえて必要に応じた見直しを行う旨記載。

#### ガイドラインの改定 (2007年11月)

✓ ①MVNEの定義、②MNOとMVNOとの関係の明確化(卸役務提供又は事業者間接続)、③MNOとMVNOとの間の紛争処理手続の明確化、④周波数利用に係る電波法上の責任の所在等につき追記。

#### ガイドラインの再改定 (2008年5月)

- ✓ 電気通信事業紛争処理委員会による勧告(2007年11月)を踏まえ、日本 通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定内容の反映
  - 利用者料金の設定権の帰属(エンドエンド料金又はぶつ切り料金を 選択可能)
  - 接続料の課金方式(従量制のほか帯域幅課金方式の採用も可能)
- ✓ MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表やMV NOに対する一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置・公表を推奨
- ✓ MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由 がないと考える事項を例示
- ✓ 特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の 利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合にMNO が講ずべき措置を明記(他事業者による無線設備利用の促進)

#### 携帯各社に対する検討要請(2008年5月)

✓ 携帯各社に対し①卸電気通信役務に関する標準プランの策定、②MV NOに対する一元的な窓口の明確化について検討を要請。



### MVNOのサービス例

#### ココセコム(セコム)

- ■KDDI等のMVNO
- ■位置情報サービス(ココセコム対応携帯を 持っている人の位置情報を携帯電話等の 画面で確認できるサービス)、救急信号 サービス、現場急行サービス
- ■加入料金3,675円(税込)、基本料金262. 5円/月(税込)、位置情報提供料金:210円/回(税込、電話の場合)等

※セコムHPを基に作成。

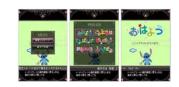


#### b-mobileSIM(日本通信)

- ■NTTドコモのMVNO
- ■NTTドコモFOMA網で使用できるSIM フリー端末用SIMカードと通信料のパッ ケージ販売。
- ■1ヶ月使い放題で(2,980円税込)のプラン等 ※日本通信HPを基に作成。

#### ディズニーモバイル(ウォルト・ディズニー)

- ■ソフトバンクモバイルのMVNO
- ■ディズニーのブランド、コンテンツを活用 した携帯電話サービス
- ■ホワイトプラン(月額基本料980円(税 込)、自社MVNO/MNO間はメール無料等 ※ディズニーモバイルHPを基に作成。



## フェムトセル基地局の導入

- フェムトセル基地局とは、携帯電話の基地局を小型化したもので、取扱いが簡易であり、かつ宅内等への設置が可能。
- フェムトセル基地局の導入により、①携帯電話の不感エリアの解消、②同時収容数が少ないことによる従来より高速なデータ 伝送サービスの実現等が期待。



### フェムトセルガイドラインの策定

- 2007年9月 「モバイルビジネス活性化プラン」の公表
  - ☞ 同プランにおいて、「フェムトセルの導入にかかる法制上の取扱いについて、2007年度末を目途に一定の結論を得る」旨記載。
- 2008年4月 「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」の公表
  - ①電波法関係について、法改正を含む制度整備を行う意向を明確化
  - ②電気通信事業法関係について、関係法令の適用関係を明確化
- 同年10月 電波法の一部を改正する法律等の施行 (☞超小型基地局を免許人以外の者が運用可能)
- 同年12月 「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」の公表
  - ☞ フェムトセル基地局の円滑な開設及び適正な運用を確保するとともに、フェムトセル基地局を活用した携帯電話サービスの 円滑かつ効率的な提供を実現する観点から、携帯電話事業者等の責任関係等を含め、電波法及び電気通信事業法関係 法令の適用関係を明確化。

# SIMロック解除について

#### SIMロックとは?

- SIM(Subscriber Identity Module)カードとは、携帯事業者が発行する利用者識別用のICカード。第3世代方式の携帯電話では国際規格化済み。
- 携帯事業者各社は、各社が販売する端末の多くにつき、自社が発行するSIMカード等が差し込まれた場合にのみ動作するよう設定(いわゆる「SIMロック」)。

### SIMロック解除に関するガイドライン (2010年6月30日、総務省)

#### ■趣旨

- ✓ 海外渡航時、携帯電話の番号ポータビリティ制度利用時など、携帯電話利用者の中にはSIMロック解除に対する要望が存在。
- ✓ 事業者は、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することとし、当分の間、法制化に係る検討は留保し、事業者による取組状況を注視。
- (※) モバイルバイルビジネス活性化プラン(2007年)には、「3.9Gや4Gを中心にSI Mロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点で最終的に結論を得る。」と記載。

#### ■対象となる端末

✓ 2011年度以降新たに発売される端末のうち対応可能なものから解除。対象端末、SIMロック解除に係る条件・手続を事前に公表。

#### ■説明責任

- ✓ 事業者は、①端末販売時、②SIMロック解除時、③役務の提供に 係る契約締結時に、以下の事項等を利用者に説明。
  - > SIMロック解除に係る条件及び手続
  - ▶ 他社のSIMカードが差し込まれた際に、通信サービス等の利用が制限される可能性

#### ■その他

- ✓ 通信サービスの不具合・機器の故障への対応
  - ▶ 現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備し、事業者等との間で取次方法等について協議。
- ✓ ガイドラインの見直し等

#### SIMロック解除に向けた事業者の動向

- ○2010年12月、携帯4事業者でSIMロック解除の開始に伴う携帯事業者間の基本合意事項を締結
  - ☞ 責任分担の原則、故障対応の切り分け等について確認。
- ○2011年度以降の各社のSIMロック解除に向けた動き

#### NTTKJE

→4月以降発売する全ての端末においてSIMロック解除を実施予定。

#### **SoftBank**

→1~2機種からテストとしてSIMロック解除を開始予定。

#### SIM単体発売

2010年8月、日本通信がmicroSIMを発売開始 iPhone4、iPadに対応

#### au

→他社と通信規格が異なるため互換性無し。今後検討を行う。

#### イー・モバイル

→詳しい対応については検討中。

#### SIMフリー端末発売

NTT東西のモバイルWiFi「光ポータブル」のSIMフリー版発売 ドコモ、イー・モバイルが対応SIMを提供

# モバイルプラットフォームのオープン化 《課金機能の例》

#### 通信プラットフォーム研究会(08年2月~09年1月)

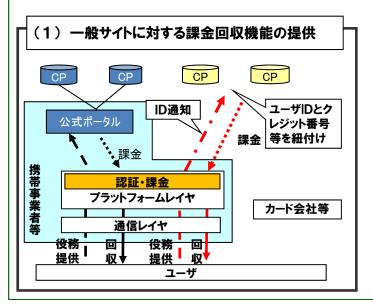
■総務省において、認証・課金等のプラットフォーム機能の連携強化、新事業の創出を促進するための市場環境整備のための課題整理等を目的として開催。 □ 課金・認証機能の多様化の確保のための民間フォーラムの開催等を提言。

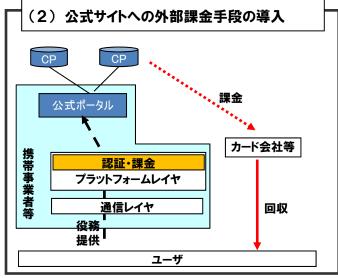
#### モバイルプラットフォーム協議会 (09年2月~09年12月)

■「通信プラットフォーム研究会」報告書の提言を踏まえ、民間主体(携帯事業者、CP等)の協議会として発足。09年8月に報告書を取りまとめ。 認証・課金機能の多様化等に向けて、民間主体のガイドラインの策定に向けた検討を実施。

#### モバイルコンテンツにおける課金手段の提供に関するガイドライン(09年12月)

■携帯端末向けコンテンツについて、ポータル機能や課金・認証機能などを担うプラットフォームの相互運用性の確保や多様化が図られる中で、 関係事業者(携帯PHS事業者、CP、課金事業者等)が利用者に対し安心・安全で信頼性の高いサービスを提供するための適切な枠組みを提言。





#### 【課金ガイドラインの概要】

(1)(2)それぞれの場合において関係事業者等が果たすべき役割等について規定。

- ① **関係事業者間の責任関係の明確化** (契約関係の在り方等)
- ② **不正利用・過剰利用の防止** (料金上限額の設定、CPによる利用 者の認証の在り方等)
- ③ 携帯事業者から課金サービス等の 提供を受ける一般サイトの遵守事項 (CPや課金事業者の適格性、運営の 適正性等)

2010年7月 上記ガイドラインに基づき、課金事業者(株)ウェブマネーが携帯PHS事業者以外で初の公式サイトの決済サービス参入。

(※) NTTドコモのiモードサイト(GREE、GIGAych(ギガッチ))への決済サービス。

# 5. 公正競争環境の検証・担保 の在り方

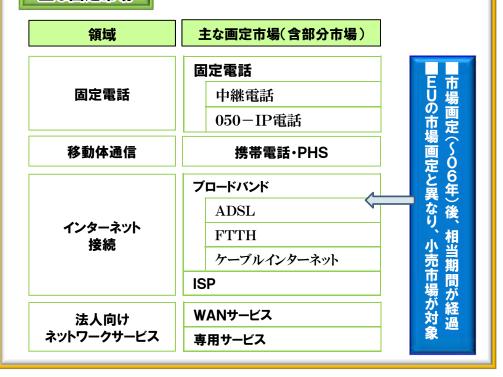
# 競争評価の概要

- ■競争評価は、事前規制から事後規制に転換する中で、市場動向の変化を踏まえた的確な政策立案を行う観点から、2003年度に開始。
- ■具体的には、「実施細目→情報収集→市場画定→競争状況の分析→評価結果(次頁参照)」という手順で、年度ごとに実施。
- ■競争評価の評価結果は、政策立案の基礎データとして活用。ドミナント規制と制度的なリンクはない。

#### 市場画定

- •「需要の代替性」が、市場画定の最も重要な判断基準。「供給の代替性」等を補完的に使用。
- ・これらの基準に基づき、サービス市場と地理的市場の画定を実施。

#### 主な画定市場



#### 競争状況の分析

・画定した市場における市場支配力の存在や行使の評価に当たっては、以下の判断要素を総合的に勘案。

#### 主な判断要素

#### 市場の状況

- ○市場集中度(累積集中度、ハーフィンダール指数)【量的基準】
- ○競争者の数
- ○参入の容易性(規模の経済性、範囲の経済性、ネットワークの外 部性等を含む。)
- ○隣接市場からの競争圧力
- ○法制度上の規制ルール等

#### 事業者の地位及び競争者の状況

- ○市場シェア(シェア、順位、競争者のシェアとの格差、シェア・順位の変動等) 【量的基準】
- ○不可欠設備の存在
- ○競争者の供給余力及び代替性
- ○価格の水準と推移
- ○スイッチングコストの程度等

# 2009年度の競争評価結果

- ■通信市場は、いずれも高度に寡占的。特に、固定電話、FTTH、専用サービスの市場集中度が高い。
- ■市場支配力の存在・行使についての評価結果に、大きな変化はない。

領域	主な画定市場 (部分市場を含む)	2009年度の評価結果					
		市場集中度(HHI)		NTTグループのシェア		市場支配力の存在	市場支配力の行使
固定電話	固定電話	6951 ↓		82.9% ↓		<b>◎</b> (単独)	△ (ブロードバンドへのレバレッジ の懸念)
	中継電話	市内	2433 ↓	市内	75. 3% →	〇 (単独·協調)	<b>×</b> (低)
		県内市外	2301 ↓	県内市外	73. 5% →		
		県外	3574 ↓	県外	72. 5% →		
		国際	2870 ↓	国際	66. 4% ↑		
	050-IP 電話	3168 →		35.1% ↑		<u>人</u> (協調のみ)	<b>×</b> (低)
移動体 通信	携帯電話 ・PHS	3461 →		48.2% →		<b>○</b> (単独·協調)	× (料金の透明性確保、プラット フォームの互換性を注視)
インター ネット 接続	ブロードバンド	3048 ↑		52. 7% ↑		<b>○</b> (単独·協調)	△ (競争ルールの遵守状況を注視)
	ADSL	3263 ↑		34.8% →		<b>○</b> (単独·協調)	<b>X</b> (低)
	FTTH	5836 ↑		74. 4% →		〇 (単独·協調)	△ (固定電話からのレバレッジの 懸念)
	ケーブル インターネット	1483 ↑		_		× (単独·協調)	<u>ー</u> (存在しない)
	ISP	1557 →		31.9% →		<b>×</b> (単独·協調)	<u>ー</u> (存在しない)
法人向け ネットワー クサービス	WANサービス	2173 →		67. 5% ↓		<u>△</u> (協調のみ)	× (低)
	専用サービス	8354 →		94. 6% →		<b>◎</b> (単独)	× (低)

<sup>(※)</sup>市場集中度指数は、ハーフィンダール指数(HHI)による。O(完全競争)~10,000(完全独占)の値をとり、市場集中度が高いほど、10,000に近づく。

<sup>(※)◎</sup>は「強く存在すること」、Oは「存在すること」、△は「何らかの懸念が存在すること」、×は「可能性が低いこと」を意味する。

# 競争セーフガード制度の概要

- ■競争セーフガード制度は、IP化等が進展する中、公正競争確保を図る観点から、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置について、市場実態を的確に反映したものとするため、その有効性・適正性を定期的に検証する仕組み。
- ■2007年度から毎年度検証を実施。パブコメの意見を踏まえて検証を行い、その結果に基づき、NTT東西に対し必要な要請等を実施。

#### 検証項目

### | 指定電気通信設備制度に関する検証

#### (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証
- ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

#### (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証

#### (3)禁止行為に関する検証

- 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証
- ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者 の指定要件に関する検証
- イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証
- 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

#### 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

- ア NTTドコモ分離の際における公正競争条件の検証
- イ NTT再編成の際における公正競争条件の検証
- ウ 活用業務認可に当たって付した条件の検証

#### 検証の具体的手順

検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見 公募を行う。必要に応じて関係事業者等に説明等を求める。 検証にあたってはこれを踏まえる。

総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施。

提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信審議会へ報告。

- •検証は毎年度実施。
- ・検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との 有機的連携を図る。また、必要に応じて、競争評価における市場 画定や評価結果などの活用を図る。

# 競争セーフガード制度による検証結果(概要)

#### 2007年度

85項目の論点を検証し、主に、以下の4点をNTT東西に対して要請等。

- ■情報の目的外利用の防止等について 周知・徹底等を改めて要請
- ■NTT東西・県域等子会社の営業活動におけるOCNとその他プロバイダーの取扱いについて実質的な同等性を確保するように改めて要請
- ■NTT東西・NTTドコモのそれぞれからの受託業務に係る情報の目的外利用の防止等について県域等子会社への周知・徹底を図るよう改めて要請
- ■NTT東西と県域等子会社が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(役員兼任の実態を報告要請)

#### 2008年度

76項目の論点を検証し、主に、以下の3 点をNTT東西に対して要請等。

- ■116番への加入電話の移転申込みを行 う加入者に対し、問い合わせがないにも かかわらず、活用業務(光サービス等)の 営業活動が行われることのないよう、改 めて周知・徹底を図るよう要請。
- ■NTT東日本に対し、「フレッツ・テレビ」 の営業において放送サービスの提供主 体が他社であることについて利用者が明 確に理解できるような措置について、改 めて周知・徹底を図るよう要請。
- ■NTT東西の営業活動には、禁止行為 規制や公正競争要件が適用されるもの の、その趣旨がこれらルールの直接的な 対象とならない営業子会社で徹底されな い場合は、公正競争確保がされない可 能性があり、引き続き注視(2007年度と 同様、役員兼任の実態を報告要請)

#### NTT西日本による「接続情報の 目的外利用」事案の発生

#### 2009年度

62項目の論点を検証し、主に、以下の 点をNTT東西に対して要請等。

■NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(2007年度・2008年度と同様、役員兼任の実態を報告要請)

#### 引き続き注視する事項

- ■07年度・08年度の検証結果に基づき、 NTT東西に対し所要の措置を要請した 事項等については、NTT東西による当 該措置の運用を引き続き注視。
- ■業務改善命令に基づき、NTT西日本から提出された業務改善計画及び以後2年間にわたり3か月ごとに提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応。

### 現行のドミナント規制の枠組み

接続関連規制

利用者料金規制

#### 固定通信市場

#### 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

それ以外 の設備

(マンション内 屋内配線等) 第一種指定電気通信設備

アクセス回線(シェア50%超)

(メタル、光)

アクセス回線と -体的に設置する設備

(NGN、PSTN等)

#### 他事業者への設備の貸出に関する規制

原則 非規制 接続約款認可

接続会計 の整理 網機能提供 計画の届出

#### 小売サービスに関する規制

原則 非規制 原則 非規制

(ADSL等)

指定電気通信役務の約款届出制

(FTTH、専用役務等)

特定電気通信役務 のプライスキャップ規制

(メタル電話等)

#### 移動通信市場

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

#### 第二種指定電気通信設備

アクセス回線 (当該アクセス回線に接続 する端末シェア25%超) -

移動電気通信役務を 提供するために 設置する設備 それ以外 の設備

(一部のサーバ等)

#### 他事業者への設備の貸出に関する規制

接続約款届出

接続会計 の整理 原則 非規制

原則非規制

### 禁止行為規制

接続情報の目 的外利用・提 供の禁止 特定事業者の不当な優先的取扱い等の禁止

設備製造業者 等への不当な 規律・干渉の 禁止

#### 特定関係事業者規制

役員の兼任 禁止 接続や業務受託に関し、不公平な取扱いの禁止

# 行為規制

### 禁止行為規制

接続情報の目 的外利用・提 供の禁止

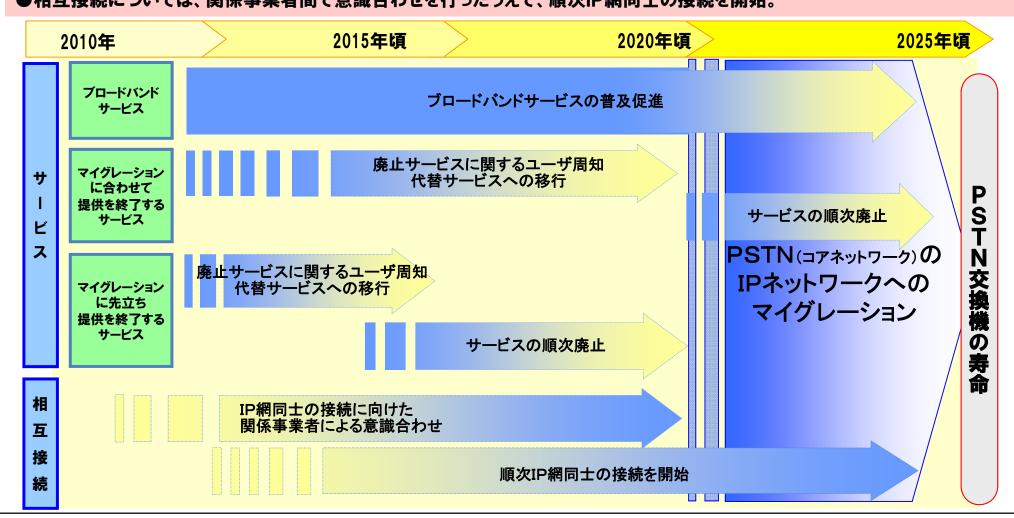
特定事業者の 不当な優先的 取扱いの禁止等 設備製造業者 等への不当な 規律・干渉の 禁止 更に、「収益ベース」 のシェアが25%を 超える場合に、個別 に指定された者に対 する規制

# 6. 電話網からIP網への移行

# PSTN移行に向けたスケジュール

### 「PSTNのマイグレーションについて~概括的展望~」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)

- ●マイグレーションに合わせて提供を終了するサービスは、2020年頃までに十分なユーザ周知と代替サービスへの移行を促進したうえで、順次廃止。
- ●マイグレーションに先立ち提供を終了するサービスについては、サービス毎の終了時期に合わせて、十分なユーザ周知と代替サービスへの移行を促進し、2020年頃までに順次廃止。
- ●相互接続については、関係事業者間で意識合わせを行ったうえで、順次IP網同士の接続を開始。



# ユーザニーズの変化に応じたサービスの扱い

### 「PSTNのマイグレーションについて~概括的展望~」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)

- ●PSTNで提供している基本的なサービスについては、PSTNのマイグレーション後においても、IP網で提供を継続していく考え。
- ●ただし、お客様のご利用の減少が見込まれるサービスについては、お客様への十分な周知期間を取ったうえで、 PSTNのマイグレーションや個々のサービスを提供する装置の寿命に合わせて提供を終了する考え。

### 【PSTNサービスの見直し】

### 基本的なサービスは 提供を継続

仕様変更や端末取替が 必要となる場合があります 基本的な音声サービスの他、

公衆電話、110(警察)、118(海上保安)、119(消防)、117(時報)、177(天気予報)、104(番号案内)、115(電報) ナンバー・ディスプレイ、 ナンバー・リクエスト、迷惑電話おことわり、キャッチホン、ボイスワープ、 ボイスワープセレクト、フリーアクセス、#ダイヤル、代表、ダイヤルイン 等

### お客様のご利用の減少が 見込まれるサービスは 提供を終了※

INSネット、ビル電話、着信用電話、支店代行電話、有線放送電話接続電話、ピンク電話、 短縮ダイヤル、キャッチ ホン・ディスプレイ、ナンバー・アナウンス、でんわばん、トーキー案内、発着信専用、ノーリンギング通信 等

#### PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのもの

キャッチホンⅡ、マジックボックス、ボイスボックス、ネーム・ディスプレイ、オフトーク通信、信号監視通信、ダイヤルQ<sup>2</sup>、接続通話サービス(コレクトコール等)等

※今後のお客様のご利用動向を踏まえ、必要に応じて、一部サービスでは代替サービスを提案・開発

### IP網同士の円滑・効率的な相互接続に向けて

(関係事業者による意識合わせの場の設置・双方向番号ポータビリティ機能の実現)

#### 「PSTNのマイグレーションについて~概括的展望~」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)

- (1)関係事業者による意識合わせの場の設置
- ●現時点では、IP網同士の接続は、
  - ーインターネット接続については多数のISP事業者の方々との直接接続が実現しているが、
  - -IP網を使った電話(IP電話)については、まだお客様の多いPSTN経由で接続しており、当社IP網と他事業者IP網との間(注)、及び他事業者IP網同士の間においても、直接接続が実現していない。
  - しかしながら、いずれの事業者もコアネットワークのIP化を進めており、今後IP電話ユーザの増加に伴って、IP網同士の接続が具体化していくものと想定。
- ●IP電話サービスのためのIP網同士の接続への移行は、お客様サービスにできる限り支障のないよう、他事業者の方々のIP網への移行計画をよくお聞きしながら、円 滑かつ効率的に進めることが必要であり、当社としては、多数の関係事業者間で意識合わせを行う場を設けることを提案。その際、IP網同士の接続における諸課 題についてよく話し合い、必要な場合は、標準化団体等への意見提起などの対応を行っていきたい。

(注) NGNのサービス開始に向け、インタフェースを開示するとともに、フィールドライアルを実施し技術的な接続性を確認いただいているが、NTT東西間以外では商用サービスで実現していない。

#### (2)双方向番号ポータビリティ機能の実現

- ●固定電話の番号ポータビリティについては、現在、NTT東西から他事業者等への片方向の移行機能しか実現できていない。
- ●今後、各事業者がIP網に移行する際に、お客様ニーズに対応して、携帯電話と同様、双方向で利用できる番号ポータビリティ機能の実現に向けて、事業者間の話し合いを進めていく考え。

#### 【ネットワーク移行(PSTN→IP網)に伴う接続形態等の変化】

